

第6章 二次災害防止、ライフライン確保

第1節 公共施設応急対策

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 公共土木施設等及び公共建築物の被害状況及び危険箇所の把握 ↓ (1) 関係機関、住民への連絡及び広報 (2) 必要に応じ、避難対策又は立入制限 (3) 災害発生した場合 ⇒ 府へ報告 2 所要人員、資機材の調達体制の確立 3 応急工事 ⇒ 危険度をチェック	各建築物所管課 産業振興室 建築・開発指導室 都市整備室 土木維持管理室 和泉警察署

市及び関係機関は、余震又は大雨による浸水、土石流、地すべり、がけ崩れ及び建築物の倒壊などに備え二次災害防災対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

第1 公共土木施設等

1 河川施設、ため池等農業用施設

- (1) 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、ため池等管理者、消防長は、直ちにその旨を鳳土木事務所長、泉州農と緑の総合事務所長、和泉警察署長及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。
- (2) 水防管理者は、氾濫する方向にある地域住民に対し避難のための立退を指示する。
- (3) 水防管理者、ため池等管理者、消防長は、決壊箇所について、被害拡大防止の応急措置をとる。

2 砂防施設、治山施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

- (1) 市及び施設管理者は、土砂災害により施設が被災した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに関係機関に報告する。
- (2) 市及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 市及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。
- (4) 風倒木により土砂災害が拡大するおそれがある場合には、市は、大阪府森林組合等の協力を得て、風倒木の円滑な除去に努める。

3 その他公共土木施設

- (1) 市及び施設管理者は、災害が発生した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに府に報告する。
- (2) 市及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 市及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

4 土砂災害危険箇所

市は、二次災害の防止のため、必要に応じ、府に斜面判定士の派遣を要請する。

5 橋梁など道路施設

- (1) 道路管理者は、二次災害防止のため、緊急点検調査を実施し、通行に危険があると判断される場合は通行規制を行い、和泉警察署等関係機関に連絡する。
- (2) 復旧工法等を検討し、建設業関係団体等の協力を得て復旧作業を行う。

第2 公共建築物

市は、被災した公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

第3 応急工事

施設管理者等は、危険がなくなったあと、被害の程度に応じた仮工事により、施設の応急の機能確保を図る。